

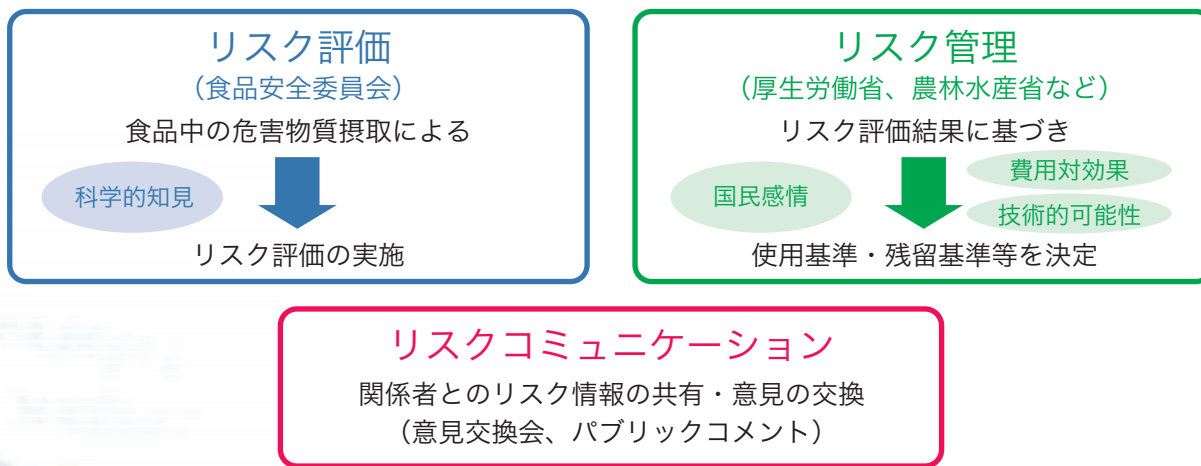
この食品安全基本法に従って、食品の安全性確保のための規制や指導を行うリスク管理機関（厚生労働省や農林水産省など）から独立して、科学的知見に基づく客観的かつ中立公正なリスク評価を実施することを目的として、平成15年7月1日に内閣府に食品安全委員会が設置されました。

リスク¹とリスク分析²

¹リスク：食品中に存在する危害要因によって、健康への悪影響が起きる可能性とその程度

²リスク分析：どんな食品にも**リスクがあるという前提**で、リスクを科学的に評価し、適切な管理をすべきとの考え方

リスク分析の3つの要素



各省との連携

